

「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則」一部改正（案）の概要 ～法改正による斜面地建築物の安全措置に関する基準の見直し～

1. 改正の趣旨

「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）」により法律名・目的も含めた抜本的な改正が行われ、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「改正法」といいます。）」が整備されました。この改正により、改正法第12条第1項の規定に基づく許可の対象となる工事が拡大されています。

また、省エネ性能の向上等による木造建築物の重量増加に対応するため、建築基準法第20条第1項の規定に基づく壁量等の基準が改正されます。

これらの法改正を踏まえて、がけ崩れ等による建築物への被害を未然に防止するため、「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）」に定めている斜面地に近接する建築物の安全措置に関する基準の一部を改正します。あわせてその他の所要の改正を行います。

2. 改正の概要

（1）がけ上の建築物の安全措置に関する基準の見直し（規則第10条第2号イ）

省エネ性能の向上や住宅に設けられる設備機器の増加、太陽光パネルの設置等に伴い、建築物の重量増加が見込まれることから、現行のがけ上の建築物の敷地・構造について規模要件による一律の基準を示すことが困難になりました。そのため、宅地造成等規制法に基づく許可を受けたがけ等の上にあるもので、「階数・構造が一定規模であること」としていた基準を「建築物の安全上支障がないものであること」に改正します。

（2）その他所要の改正

法律名・条ずれ等の修正、文言の整理を行います。

3. 施行予定日

令和6年4月1日